

東京都北区放課後子ども総合プラン事業における弁当配達等業務委託プロポーザル質問回答

番号	質問内容	回答
1	業務内容別紙1に「名称・所在地・学童クラブ数」と記載がございますが、「学童クラブ数」は当該履行場所に含まれるクラブ数を示すものであり、実際の弁当の配達先は、所在地に記載の「放課後子ども総合プラン」33か所それぞれに、まとめて納品するという認識でよろしいでしょうか。	「学童クラブ数」についてはお見込みのとおりです。配達先につきましては、所在地ごとにまとめて納品いただきたいため、合計38か所が配達先となります。
2	履行期間について、夏季・冬季・春季休業期間の合計が約36日間と記載されているため、当該日数を前提として見積書を作成予定ですが、実際の実施日数に増減が生じた場合、金額の変動が生じることについてご了承いただけますでしょうか。	業務実施日数の増減に伴い、金額に変動が生じることが想定されるため、問題ございません。
3	弁当の納品に関して、「各履行場所へ納品の際、注文した利用者の児童氏名が分かるよう一覧表を添えること」とございますが、個人情報保護の観点から、原則として施設ご担当者様にて利用者リストをご用意いただく運用とすることは可能でしょうか。尚、リストは受注システムから一括で出力、印刷が可能でございます。	施設職員が注文リストを手間をかけずに出力できる受注システムであれば、一覧表を添えなくても問題ございません。
4	今後、質問締切後に追加の確認事項が生じた場合、また、今回のご回答内容に対して追加の質問が発生した場合につきましても、ご対応いただくことは可能でしょうか	大変恐縮ではございますが、応募を検討されている事業者様の公平を期するため、質問受付期間外の質問については受け付けておりません。
5	提出書類の中に「東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票」の写しと記載がございますが、これは「物品買い入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写しを提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。北区の競争入札参加資格を有している場合は、写しのご提出をお願いいたします。
6	業務内容の中に4履行場所 33ヵ所の表示がされている一覧がありますが、その表一番右の欄に学童クラブ数とあります が、33ヵ所の履行場所それぞれが管轄しているクラブ数と言う意味で、そちらへの配達をする。と言う意味になるのでしょうか？よって、配達先としては、33ヵ所以上になる。と言う理解でしょうか？	番号1の回答と同様です。
7	業務内容11基準の栄養基準値：カルシウム等は、学校給食では牛乳を付けることで満たされることが多く、お弁当のみの場合メニューによっては基準値を下回る懸念があります。その場合は、牛乳を別で付けなくてはならないのでしょうか。（飲料のお代は別途ご請求可能でしょうか）	牛乳等、弁当以外で栄養素の確保は行わないでください。また、基準は目安となります。
8	業務内容6（2）注文等の期限：可能な限り『前日の午前まで』とする、となっていますが、他社様と弊社で締め切り期限が異なることは基本的にはよろしくないでしょうか。（今後、売上がもし下がることがあった場合、締め切り期限を延ばすことで注文数を上げる対策を取る、ということも考えられます。）	利用者の公平を期すること及び、注文時のトラブル防止の観点から、すべての学童クラブで注文期限は統一していただきますようお願いいたします。
9	業務内容6（10）弁当容器及び残菜の回収：弁当容器についてリユース食器を使用する、となっていますが、注文数の増減が日によって異なるため、リユース食器の準備が間に合わない場合には、各履行場所にて使い捨て容器及び残菜を回収でもよろしいでしょうか。	環境保護の観点から、リユース食器の使用をお願いいたします。
10	他区の例同様に、リスク回避のため、エリアごとにショップの担当を分けて提供は可能でしょうか。	複数弁当事業者による共同での契約は想定しておりません。